



「老後のあんしん」は何歳から？

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が25年以上ある人が、65歳から受けられる年金です。20歳から60歳になるまでの年間保険料を納めた人は満額を受けることができます。厚生年金に加入した期間のある人は、老齢厚生年金も受給できます。

受給するための要件

老齢基礎年金を受給するためには、少なくとも25年以上の受給資格期間が必要です。受給資格期間には次のような期間が含まれます。

- ① 国民年金保険料を納めた期間
- ② 第2号被保険者期間
- ③ 第3号被保険者期間
- ④ 保険料の免除期間



- ⑤ 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金などの加入期間
- ⑥ 任意加入期間やカラ期間

カラ期間

カラ期間とは、年金額には反映されませんが、受給資格期間として入れることのできる左記のような期間のことです。

- 会社員・公務員に扶養されている配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間（昭和61年3月までの期間）
- 国民年金に任意加入しなかった学生の期間（平成3年3月までの期間）
- 若年者納付猶予制度と学生納付特例により保険料を納めなかった期間（追納しなかった場合）など

受給資格期間が短くなる人

年金制度が発足したときの年齢などから、きちんと保険料を納めても25年の受給資格期間を満たせない人には、期間を短縮する特例があります。

- 昭和5年4月1日以前に生まれた人
- 昭和26年4月1日以前に生まれた厚生年金加入の人
- 昭和31年4月1日以前に生まれた厚生年金または共済組合加入の人
- 右記に該当する人は旭川年金事務所にお問い合わせください。

年金額はいくらになる？

老齢基礎年金の額は、保険料を納めた期間などにより決まります。

老齢基礎年金額（年額）

○ 78万6,500円

※特例水準の解消により、平成25年10月から年金額が引き下げられます。

これは、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合の満額です。40年に満たないときは減額されます。計算式は下記のとおりです。

$$\frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{4}{8} \times \frac{1}{\text{免除月数}} \times \frac{7}{8} + \frac{\text{半額免除月数}}{\text{全額免除月数}} \times \frac{3}{4}}{\text{免除月数} + \frac{4}{8} \times \frac{3}{\text{免除月数}} + \frac{5}{8}} \times \frac{1}{2}$$

78万6,500円 ×

40年（加入可能年数*）× 12

※昭和16年4月1日以前に生まれた人は、昭和36年4月から60歳になるまでの年数を入れます。

※基礎年金の給付に必要な費用については、一部を国庫が負担しています。右記の計算式は国庫負担が2分の1の場合です。平成20年度以前の免除期間については、国庫負担3分の1として計算されます。

◇お問い合わせ先

日本年金機構 旭川年金事務所
 （電話）0166-72-5002
 住民課 戸籍年金医療グループ
 （電話）34-2121内線413